

大規模な土地取引には届け出が必要です

土地は限られた資源であり、地域全体の住みやすさや自然環境との調和などを考えて、適正に利用することが大切です。そのため、国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の土地の取り引きをしたときは、知事に届け出なければならないことになっています。

●問い合わせ／政策調整係

一定面積以上の土地について、売買などの取り引きをした場合は届け出が必要です

【取り引きの形態】

- 売買 ●交換 ●営業譲渡
 - 譲渡担保 ●代物弁済
 - 現物出資 ●共有持分の譲渡
 - 地上権・賃借権の設定・譲渡
 - 予約完結権・買戻権等の譲渡
 - 信託受益権の譲渡 ●地位譲渡
 - 第三者のためにする契約
- ※これらの取り引きの予約である場合も届け出が必要です

【町内の届け出が必要な土地】

- 都市計画区域 5,000㎡以上
湾月、有明、梅香、松葉、若竹、
奔渡(一部除く)、港町、真栄、
住の江、山の手、宮園、白浜、
門静(一部除く)、光栄(一部除く)、
太田(一部)
 - その他の区域 10,000㎡以上
- ※都市計画区域以外は『その他の区域』になります

【都市計画区域略図】



届け出は契約の日から2週間以内に

土地取引に係る契約(予約を含む)をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約を結んだ日を含めて2週間以内に政策調整係へ届け出てください。届出書は、町ホームページからダウンロードできるほか、届け出窓口で配布します

届け出をしないと法律で罰せられます

土地取引に係る契約(予約を含む)をした日を含めて2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をすると、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます

**無料法律相談を
実施します**

北海道弁護士連合会では、管内の
弁護士不在町村において『道東一斉
すずらん無料法律相談』を実施しま
す。

なお、一人30分の相談時間として
いますので、先着6人までの申し込
みとします。

●日時／10月16日(月)13時から16時

●場所／社会福祉センター2階2A
会議室

●弁護士／高橋哲也法律事務所、高
橋哲也氏

●申し込み／自治振興係

問い合わせ
自治振興係

**行政に対する苦情や
要望などの相談に応じます**

行政相談委員が、住民の皆さんか
らの行政に対する苦情や意見・要望
などの相談に応じます。相談は無料
で、秘密は厳守します。お気軽に
相談ください。

また、釧路行政監視行政相談セン
ターでも常時相談を受け付けていま
す。お気軽にご相談ください。

●日時／10月11日(水)10時から15時

●場所／厚岸情報館1階サークル室

●問い合わせ／自治振興係、『行政
苦情110番』(全国共通)015
4-23-1100)

問い合わせ
自治振興係

相談